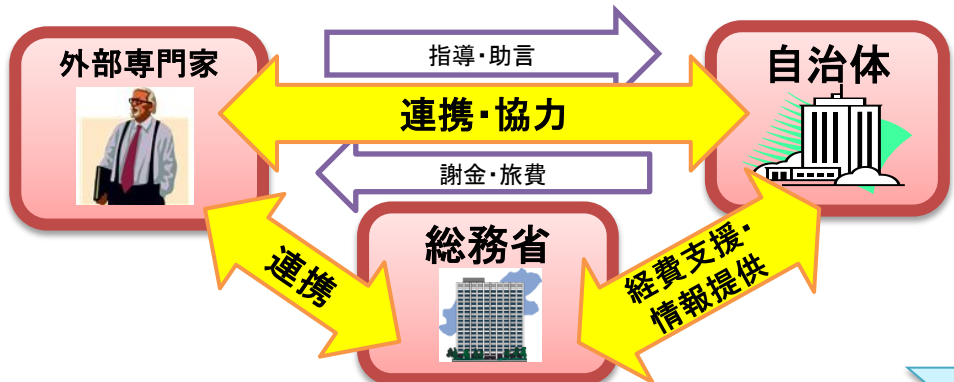


外部専門家制度について

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援



外部専門家の紹介

○地域人材ネット
 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を「外部専門家(地域力創造アドバイザー)」としてデータベース(地域人材ネット)に登録。平成25年6月現在、民間専門家(237名)、先進市町村で活躍している職員(34名(組織を含む))に登録。(計271名)
<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

外部人材の活用

外部専門家招へい事業(特別交付税措置)

市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上招へいし、地域活性化の取組を実施する場合、取組に要する経費に対し特別交付税措置。

【対象経費】旅費・謝金(報償費)。先進市町村職員の場合は旅費のみ
 【上限額等】1市町村当たり、財政力指数等により以下に示す額を上限額とし、1～3年間を活用期間とする。なお、当面、1市町村につき1回に限る。

外部専門家活用区分	財政力指数全国平均(H21~23=0.51)	上限額 (千円)		
		初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
先進市町村職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

外部専門家活用調査

地域おこし協力隊など地域外の人材の定住を促進し、地域活性化を図ろうとする市町村に対し、総務省が外部専門家を派遣し、モデル的取り組みを支援

H23	8団体
H24	9団体
H25	7団体 ※募集終了

【支援額】 財政力指数等により1市町村あたり250～500万円

【選定条件】

- ・外部専門家の現地指導が年間延べ10日以上計画されていること
- ・地域おこし協力隊員等との協働の取組であること
- ・住民、地域団体・行政等、幅広い横断的な取組を目指すこと等

【スケジュール】

募集(5月)、事業実施(6～2月)、中間報告(12月)、最終報告(3月)

○地域力創造セミナーの開催(年5回、うち地方都市3回)

外部専門家等を講師として先進事例やノウハウ等を全国に紹介

地域力創造のための起業者定住促進モデル事業 (25年度予算 47,500千円)